

農業

「青年就農給付金」「農地集積協力金」の新制度
農地問題解消に向けた支援

問 町地域農業再生協会（経済振興課内） ☎282-11607

国では、農業での新規就農者や農地の問題解決に向けて、「青年就農給付金」と「農地集積協力金」の新制度をスタートします。

この制度は、地域ごとに「人・農地プラン」を作成することで問題点を整理して、地域担い手の育成や農地の集積、農業を始めた若い就農者の支援を目的としたものです。

「青年就農給付金」と「農地集積協力金」の内容は、次のとおりです。

青年就農給付金

新規就農者に、農業を始めてから経営が安定するまで、年間150万円を最長5年間で給付します。

▼対象者 ①原則45歳未満の人②独立や自営での就農③就農5年後に農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること④町が作成をする「人・農地プラン」への位置づけがあること⑤生活保護など生活費を支給する国のほかの事業と重なって受給していないこと

農地集積協力金

農業経営を転換する人、所有農地を担い手に集める農地集積に協力する人に、協力金を交付します。ただし、農業者戸別所得補償制度の前年度加入実績があるか、その年度に加入する必要があります。

▼対象者 地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地所有者で、次のすべてに当てはまる人

①米、麦や大豆など国の戦略作物の土地利用型農業から経営転換する農業者②リタイアする農業者③農地の相続人

※遊休農地の保有者は経営転換協力金の対象外

▼要件

【対象者】農地利用集積円滑化団体（上益城農業協同組合）または農地保有合理化法人にすべての自作地を、貸し付け先の相手に指定しない白紙委任する人

【人・農地プランの作成単位集落】白紙委任の対象となった農地すべてに関して、地域の中心となる経営体に農地集積を行うことに、集落で地域の中心となる経営体を含めた合意がされている人

▼交付単価（戸別）

▽0・5 鈔以下 ≡ 30万円
▽0・5 鈔超2 鈔以下 ≡ 50万円
▽2 鈔以上 ≡ 70万円

▼注意 交付金を受けるには、このほかにも要件が必要です。詳しい内容は、電話でお尋ねください。

選挙

町農業委員会委員一般選挙

地域農業の代表を決めます

問 町選挙管理委員会（総務課内） ☎282-1111

3年に一度の任期満了に伴う町農業委員会（宮本力会長）の委員一般選挙が次のとおり執行されます。

▼告示日 4月10日 四

▼投票日 4月15日 四 7時～17時

▼委員定数 13人

▼立候補の届出 立候補に必要な書類は、選挙管理委員会に用意してあります。立候補を希望する人は取りにお越しくください。

▼立候補の受付日時・場所 4月10日 四
8時30分～17時 役場2階総務課総務係

相談

消費生活相談窓口をご利用ください
4月から郡内4町で広域相談

問 総務課地域・防災係 ☎282-11111

近年、増加傾向にある消費者トラブルの解消を目的に、消費生活相談窓口を役場2階地域・防災係に開設しています。消費生活相談は、町と県消費生活センターが協力して、事業者と消費者との間に生じた苦情を処理するための専門窓口です。

平成22年度に県消費生活センターに寄せられた相談件数は、約7200件を数えます。その内、御船町では111件の相談を受け付けています。相談が多いものは、▽健康食品や布団の販売▽多重債務▽教育費▽住宅ローンなどのトラブルです。問題が長期化すると、精神的な病氣、家庭崩壊、犯罪、自殺につながるケースもあります。

こうした社会問題に対応するため町では、上益城郡4町（御船、嘉島、甲佐、山都）で、消費生活相談業務の協定を3月下旬に締結予定です。協定を結んで、消費生活への強化を広域的に図っていきます。また、消費者行政相談員が問題解決のお手伝いをします。

上益城郡4町では4月から、毎週相談窓口を設けて、消費者の悩みや苦情の早期解決を全面支援します。

▼対象者 上益城郡4町内に在住、在勤や在学する人

▼相談内容

商品の購入やサービス利用で生じた▽販売方法▽契約内容▽品質トラブルなどの悩みや苦情

▼相談日・場所

▽毎週火曜・御船町役場

☎282-11111

▽毎週水曜・嘉島町役場

☎237-11111

▽毎週木曜・甲佐町老人いこいの家

☎234-11192

▽毎週金曜・矢部保健福祉センター「千寿苑」

☎0967-73-1700

▼相談時間

9時～16時
（12時～13時を除く）

▼必要なもの

契約書類やチラシなどの資料

国保

国保加入者一人一人に保険証を交付
カード型保険証を一斉郵送

問 町民保険課保険係 ☎282-11113

国民健康保険の加入者へ、一人一枚ずつの「カード型保険証」を郵送しました。保険証は、▽一般被保険者用（緑色）▽退職被保険者用（水色）の2種類です。3月中旬ごろに郵便書留で配達されます。

4月1日からは、新しい保険証を持つて、医療機関へ受診してください。現在お持ちの保険証は、3月31日で有効期限がきれます。4月1日を過ぎましたら、各自で厳重に処分してください。

国民健康保険税を納めていない人には、保険証を送っていません。保

険証を持たずに医療機関へ受診した場合には、10割全額自己負担となります。保険証が必要な人は、保険税を役場1階会計課や金融機関の窓口で納められた後に、保険証の発行となりますので、保険係窓口まで受け取りにお越しくください。

ただし、保険税が納められていない世帯であっても、高校生以下には、6カ月間有効の短期保険証を交付します。短期保険証を受けとるためには、世帯主や国保税を納めている人の納税相談が必要となりますので、保険係窓口までお越しくください。

高額外来診療費が一定額に

4月1日から、医療機関で高額な外来診療を受けた場合、窓口での支払いが一定額にとどめられます。

これまでの、入院時の高額療養費のみが対象でしたが、外来診療も同じ取り扱いとなります。病院、保険薬局、指定訪問看護事業者などの医療機関に受診した際に、窓口で限度額適用認定証を提示することで適用されます。

この適用を受けるためには、限度額適用認定証の交付手続きが必要となります。対象者は、70歳未満と70歳以上の非課税世帯の人です。事前に役場1階保険係窓口で、限度額適用認定証の交付手続きをお願いします。詳しい内容は、直接お電話でお尋ねください。